労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、スカンジナビア航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年４月１日以降、同組合の組合員が従事するスカンジナビア航空会社の全職場（千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月 27 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、スカンジナビア航空から、スカンジナビア航空労働組合の賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成24年４月１日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月 27 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、山陽自動車運送労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年４月16日以降、同組合の組合員が従事する山陽自動車運送株式会社の全職場（茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月 27 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての承認の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年三月九日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十四年三月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

名称及び調査を行った者の測量	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
大阪市	区大阪市確定測量図及び調査簿東加賀屋一丁目地	大阪府大阪市の一部東加賀屋一丁目
札幌市	宮の森Ｅ地区整備図及び調査簿	北海道札幌市中央区宮の森一条十丁目一条十三丁目
独立行政法人都市再生機構	愛知県常滑市常滑西地区確定測量図及び調査簿	愛知県常滑市、木曽川渡代、字乙代、字広内、字南黒字母、字奥夏目、字北山飯田、字古千代、字乳母、字飛奥夏目、字川飯、字古千代、字乳母、字飛奥夏目、字川飯、字古千代、字乳母、字飛奥夏目、字川飯